

## 学長候補者の推薦人の資格について

学長選考会議

(公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学学長選考規程第5条第1項～第4項関係)

### 1 学長候補者の推薦人になることができる者

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学学長選考規程第4条に規定する公示を行った日において、次の各号のいずれかに該当する者（学長選考会議の委員を除く。）

- (1) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務規程第5条に規定する教育職員（本学に常時勤務する専任の教授、准教授、講師、助教及び助手）
- (2) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務規程第5条に規定する事務職員のうち課長相当職以上の者
- (3) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款第16条第2項第5号に規定する経営審議会の委員
- (4) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款第21条第2項第5号に規定する教育研究審議会の委員

※ なお、学長候補者を推薦するためには、(1)及び(2)に該当する推薦人は5名以上の連名を要し、(3)及び(4)に該当する推薦人は1名でも推薦することができる。

ただし、1人の推薦人が複数の学長候補者を推薦することはできない。

### 2 学長候補者の推薦人になることができない者

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 役員（理事長、副理事長、理事及び監事）
- (2) 学長選考会議の委員
- (3) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務規程第5条に規定する事務職員のうち課長補佐相当職以下の者、専門職員、技能職員及び医療職員
- (4) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務規程第5条第2項に規定する嘱託職員、非常勤職員及び臨時職員
- (5) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学特命教授規程第2条に規定する特命教授
- (6) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学顧問等規程第4条第1項に規定する顧問及び同条第2項に規定する理事長特別補佐
- (7) 山陽小野田市立山口東京理科大学客員教授等規程第2条に規定する客員教授、客員准教授及び客員研究員
- (8) 山陽小野田市立山口東京理科大学特任教授称号授与規程第2条に規定する特任教授
- (9) 山陽小野田市立山口東京理科大学名誉教授称号授与規程第2条に規定する名誉教授